

いすみ市産業振興促進計画

令和2年2月21日作成

千葉県いすみ市

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

いすみ市は、千葉県の南東部及び九十九里浜の最南端に位置し、東京都心から75km圏内、県都千葉市からは約45km圏内にあり、JR外房線で大原駅から首都東京へは特急電車利用で約70分、県都千葉へは約45分、また車では東京湾アクアライン経由で東京都心まで約90分の距離にある。気候が温暖で豊かな海と肥沃な大地で育まれた海の幸や山の幸に恵まれ、自然や歴史的・文化的遺産などを豊富に持ち合わせている。

本市の基幹産業は第一次産業であり、農業は、県内でも有数の農地面積を誇り、味が自慢のいすみ米を中心に、市場で評価の高い梨、特産化を目指すブルーベリー等の果実、トマト等の野菜、スプレーストック等の花卉など多様な農産物が生産されている。水産業は、黒潮と親潮がぶつかるいすみ市沖の器械根と呼ばれる磯根（漁場）があり、そこで成育されるイセエビ・サザエ・タイ・ヒラメなどの豊富な魚介類の内、優良な水産物が「千葉ブランド水産物」として認定されている。また、市内で漁獲、生産された優良な農水産物等を「いすみブランド」として認定し、地域内外をはじめ全国の料理人からも高い評価を得ている。

しかし、本市の産業を取り巻く現状は、従事者の高齢化や後継者不足、少子高齢化の進展、若年層の都市部への流失による人口減少等が大きな課題となっている。

今後もこの傾向は続くものと思われ、本市の産業を維持及び発展させるためには、地域資源を活用した農水産物や加工品の高付加価値化、観光業と商工業を結び付けたまちづくりの推進、雇用の場を創出する仕組みを作るなど、地域資源を活用して基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、観光業などの更なる振興及び地域経済の活性化を図ることが重要である。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成 27 年に認定された「いすみ市産業振興促進計画」（平成 27 年度～平成 31 年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<市>

- ・振興対象業種に対する租税特別措置の活用の促進
- ・いすみ市産業振興及び雇用の促進に関する条例により新規事業活動者又は事業拡大者に対する奨励等の措置
- ・上記制度の周知

<県>

- ・地方税（県税）の不均一課税の周知及び活用
- ・立地企業補助金制度による支援

<関係団体等>

- ・農業分野：生産促進強化、新規産物の検討など
- ・水産業分野：新規水産加工品の発掘支援、消費拡大と販路拡大の検討など
- ・商工業分野：空き店舗の有効活用の促進強化、購買力の向上対策強化など

【目標】

業種	新規設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	3	30
旅館業	1	10
農林水産物等販売業	1	10
情報サービス業	1	10

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、製造業についてのみ振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	3	0
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業	0	0

※産業振興機械等の取得等に係る確認申請書により算出

【成果及び課題】

- ・製造業のみ新規設備投資の目標値を達成できたが、新規雇用者数の増加には繋がらなかった。
- ・対象業種の事業者に対し、半島税制に関する情報発信及び周知が不足していたため、税制の適用対象となる新規設備投資に結びつかなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 半島税制優遇措置等の効果的な情報発信及び制度の周知
- (ii) 半島税制の対象業種となる企業の誘致
- (iii) 半島税制対象の既存事業者への周知による設備投資の促進

2. 計画区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された南房総地域内におけるいすみ市の全域とする。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。
ただし、南房総地域半島振興計画の見直しが行われた場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. いすみ市の産業の現状及び課題

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

本市の基幹産業である農林水産業の産業分類別従事者割合は全体の3.5%と低い数値となっているが、農業従事者は増加傾向にある。

農業は、生物多様性の保全など環境への負荷低減を図り、農薬・化学肥料不使用のブランド米「いすみっこ」を学校給食に提供し、消費者に安全安心をPRするとともに、有機米の生産・販売体制の強化に取り組んでいる。大規模化や集落営農化、特徴ある農産物の生産や独自の販売ルートの確保等を行っている農業者も多数出てきている。

水産業は、いすみ市沖に広がる器械根（漁場）でイセエビ・サザエなどの魚介類が育ち、安定した漁業経営の確立と稚魚稚貝種苗放流の実施による資源管理型の栽培漁業の推進とあいまって水揚げ高の確保に貢献している。

しかしながら、農業及び漁業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増大、有害鳥獣による被害の増加、水産資源の確保等が課題となっている。そのため本市の産業の基盤となる第一次産業の持続的発展に向けて、安定した生産・供給体制と後継者の確保・育成、農水産物の高付加価値化と販路拡大等が求められている。

(2) 商工業（製造業を含む）

本市の製造業は、天然ガスを利用する化学工業のほか、水産加工などの食料品製造、機械、繊維などの中小の企業が存在し、産業分類別従事者割合は全体の14.2%を占めている。

商工業の振興に向けて、中小企業資金融資のために利子補給金の交付やプレミアム共通商品券の発行を行うなど、商店街の活性化や快適で魅力のある買物ができる環境づくりにも取り組んでいる。

しかしながら、多様な消費者ニーズに応じて消費地の拡大が進み、市民の消費活動が市外に流失するなど、既存商店街は後継者不足などと併せ厳しい状況に置かれている。そのため商工会活動を中心に、関係機関と協議・協力し、顧客・市民ニーズの把握や経営者の意識改革を進め、経営安定化に向けた環境整備に努める必要がある。

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

本市の情報通信業は、産業割合は少ないものの、小規模面積で初期投資の少ないコールセンターや都内企業のサテライトオフィス等の誘致を進めている。

今後、市内の情報通信環境の整備を含めた企業参入の呼び水となる施策を展開し、市内への新たな産業進出を促進する必要がある。

(4) 観光（旅館業を含む）

本市の観光は、観光協会や文化財保護団体等と連携し、地域観光資源や歴史的・文化的遺産の活用と保全を行うとともに、映画やテレビドラマ等のロケーション撮影の積極的な誘致による地域プロモーションのほか、大原漁港において毎週日曜日に「港の朝市」を開催したことなどにより、年間約41万人の観光客が訪れている。

しかしながら、首都圏中央連絡自動車道の整備が進み、首都圏からの時間と距離が短縮されたことによる日帰り観光客の増加、後継者不足による宿泊施設の減少等により宿泊客数は減少傾向にある。そのため、インバウンドや教育旅行の誘致、多分野連携による観光コンテンツの造成等に取り組むとともに、市内にある様々な観光資源を組合せた観光周遊ルートの商品化し、旅行業者との連携による販売網を確立させることにより、市内の観光による滞在日数や旅行消費単価を増やすよう、観光客のターゲットを絞り込んだマーケティングやプロモーションの強化に取り組む必要がある。

5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農水産物の販路拡大	市内で生産及び水揚げされた農水産物について、いすみブランドの確立による高付加価値化を図り、企業と連携した販売促進活動を実施する。

農水産物の開発等	農水産物の六次産業化に取り組むとともに、加工業者と連携して新規水産加工品の開発・発掘、未利用魚の活用を推進し、所得増大に取り組む。
新規就業対策	就業相談の実施や環境整備を促進し、新規就業者の確保を図る。
担い手の育成	事業者等と連携し、子供の頃から農業に親しむ活動や水産業と身近に接する活動を行い、未来の担い手の育成を促進する。

実施主体・主な役割	
市	農水産物の販路拡大事業の実施 農水産物の加工品開発の支援 農業体験活動、漁業教室等の事業の開催
県	給付金等による経済的支援 漁港の維持浚渫事業等の実施
いすみ農業協同組合	農産物の普及啓発活動
夷隅東部漁業協同組合	漁業教室の開催 魚の鮮度を保つ新たな手法による高付加価値化

(2) 製造業

取組事業	説明
事業者への支援	中小企業資金融資のために利子補給金の交付や雇用の創出を図るため、一定要件の事業者に対し立地奨励金、雇用促進奨励金の交付等の支援を行う。
空き施設等の活用	市内で事業拡大や新規創業を計画している事業者に対して、空き店舗を活用した創業トライアルの実施など、空き施設の活用を促進する。
創業相談	いすみ市商工会や金融機関等による創業・融資相談やクラウドファンディングの手法を用いた資金調達等の相談を実施する。

実施主体・主な役割	
市	利子補給金及び奨励金等の補助制度の実施 創業・起業相談及び創業者向け研修会等の実施 空き店舗、空き公共施設への誘致
いすみ市商工会	創業・融資相談及び創業者向け研修会等の実施 港の朝市への出店の促進

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光周遊ルート造成	市内全域で美食の街、有機の里、ロケのまちの取り組みを横展開しながら、市内での観光周遊ツアーモデルコースを造成する。
着地型観光の推進	農業や漁業など多分野連携による観光コンテンツの造成に取り組むなど、市内にある食・泊・体験コンテンツの組合せによる市の特性を活かした着地型観光を推進する。
持続的な観光振興	滞在日数や旅行消費単価を増加させるため、官民一体となった観光マーケティングやシティプロモーションの強化を図る。
受け入れ態勢基盤の拡充	多様化する国内外の観光客に対し、旅館や飲食店等の多言語化の対応をはじめ、ピクトグラムの導入やWi-Fi等の整備、2次交通機関の充実など観光客の受け入れ態勢基盤の拡充を図る。

実施主体・主な役割	
市	観光協会や旅行者等と連携した観光周遊ツアーモデルコースの造成 ロケや星空観賞などの地域資源を活用したニューツーリズムの開発 旅館業の新規施設を対象とした補助制度の実施

いすみ市観光協会	市と連携した観光周遊ルートの確立 観光客の受け入れ態勢基盤の整備
いすみ市農泊・インバウンド 推進協議会	市と連携した国内外体験教育旅行の受入事業 インバウンド誘致のためのマーケティング事業

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
事業者への支援	ソフトウェア、情報処理サービス及び情報提供サービスを行う一定要件を満たす事業者に立地奨励金、雇用促進奨励金の交付等の支援を行う。

実施主体・主な役割	
市	奨励金等の補助制度の実施 空き公共施設等の紹介
いすみ市商工会	創業相談の実施

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進	事業者に対する制度周知、商工会等と連携した創業相談を実施し、企業を誘致するとともに、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	本市内の対象業種の設備資金に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡大について支援する。

実施主体・主な役割	
市	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 本市の広報紙及びホームページによる情報発信 創業者向け研修会等における制度周知

県	地方税（県税）の不均一課税の実施 税務部署窓口にて半島税制に関する周知資料提供 W e b 媒体による情報発信
いすみ市商工会	会員への制度周知 創業者向け研修会等での制度周知 市及び金融機関と連携した創業・事業拡大相談の実施

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	10件
-------------	-----

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	10人
交流人口数（人）※	237万人
社会増減率	0.2%

※交流人口数とは、観光入込客数である。

(3) 事業者等向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	いすみ市商工会主催の創業者向け研修会等において、年に1回半島税制に関する説明を実施する。
②W e b 媒体等による情報発信	市のホームページにおいて半島税制に関する周知ページを作成し周知するとともに、年に2回、市の広報紙に掲載し情報発信する。
③事業者への直接周知	税務課窓口及び企業・起業相談担当課窓口にて半島税制に関する資料を設置し、相談者に対して制度に関する説明及び資料を提供する。 対象となる事業者を年間3件程度訪問し、周知資料等を活用しながら制度について説明する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載の施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。

また、効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

(1) 基礎的データ

①人口

(単位：人)

区分	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	対20年 (平成7年～27年)	
						増減	増減率
総数	43,547	42,835	42,305	40,962	38,594	△4,953	△11.4%
15歳未満 (年少人口)	6,553	5,571	4,819	4,224	3,691	△2,862	△43.7%
15歳～64歳 (生産年齢人口)	27,091	25,970	25,106	23,127	20,186	△6,905	△25.5%
65歳以上 (a) (老年人口)	9,903	11,289	12,379	13,598	14,679	4,776	48.2%
(a) / 総数 高齢者比率	22.7%	26.4%	29.3%	33.2%	38.0%	—	—

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

出典：国勢調査

②人口動態

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自然増減	△ 439	△ 427	△ 459	△ 539	△ 455
社会増減	△ 74	45	△ 195	△ 34	△ 90
全体	△ 513	△ 382	△ 654	△ 573	△ 545

出典：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

③労働力状態

(単位：人)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	43,547	42,835	42,305	40,962	38,594
15 歳以上人口	36,994	37,259	37,485	36,725	34,865
就業者	21,630	20,406	19,727	18,030	17,071
完全失業者	872	957	1,283	1,656	962
非労働力人口	14,436	15,786	16,274	16,901	16,343

出典：国勢調査

④産業別就業者構成比

(単位：%)

産業分類	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第 1 次産業	11.9	9.7	10.0	8.4	8.6
第 2 次産業	32.2	32.0	28.0	26.2	24.8
第 3 次産業	55.9	58.3	62.0	65.4	66.6

出典：国勢調査

⑤観光客入込状況

(単位：人)

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
観光入込客総数	311,905	320,974	328,456	291,710	409,577
宿泊客総数	24,822	25,148	25,476	25,613	23,456

出典：千葉県観光入込調査報告書

⑥産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（民営）

産業分類	事業所数			従業員数		
	平成 24年	平成 28年	増減	平成 24年	平成 28年	増減
総数	1,758	1,634	△124	11,720	11,127	△593
農業、林業	20	23	3	228	346	118
漁業	5	2	△3	55	44	△11
鉱業、砕石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	257	217	△40	1,263	950	△313
製造業	161	140	△21	1,888	1,576	△312
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	23	98	75
情報通信業	7	5	△2	32	29	△3
運輸業、郵便業	28	22	△6	275	219	△56
卸売業、小売業	470	442	△28	2,984	2,813	△171
金融業、保険業	22	22	0	334	243	△91
不動産業、物品賃貸業	69	66	△3	191	198	7
学術研究、専門・技術サービス業	37	37	0	145	139	△6
宿泊業、飲食サービス業	189	182	△7	910	794	△116
生活関連サービス業、娯楽業	205	190	△15	845	762	△83
教育、学習支援業	34	32	△2	162	158	△4
医療、福祉	100	116	16	1,554	1,880	326
複合サービス業	18	18	0	124	399	275
サービス業 (他に分類されないもの)	135	119	△16	707	479	△228

出典：経済センサスー活動調査